

定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年1月18日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成16年12月8日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日

平成16年11月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 森林をつくろう

(2) 代表者の氏名 佐藤 和歌子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県神埼郡脊振村大字鹿路585番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の消費者や企業に対して、植林・育林を始めとする山林の復興に関する事業を行い、社会全体の山林に対する理解を深め、水資源・住宅材の供給など、様々な形で私たちの生活を支える山林の荒廃を防ぐことで、活力ある山林を育成し、私たちが及び後世の者の生活環境の改善や保護をしていくことで、安らぎのある環境作りに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年12月8日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ南佐賀店家具館

佐賀郡川副町大字南里723番地1号 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ナフコ

代表取締役 深町 勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ナフコ

代表取締役 深町 勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年7月13日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,384平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物南側 45台

南側隔地敷地 27台

合計 72台

イ 駐車場の位置及び収容台数

建物南側 30台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物南西側 135.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

<p>建物南西側 31.5立方メートル</p> <p>(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前7時から午後9時まで</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後9時30分まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物南側 1か所 南側隔地敷地 2か所 合計 3か所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前8時から午後3時まで</p> <p>2 届出年月日 平成16年11月12日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成16年12月8日から 平成17年4月7日まで</p> <p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に提出してください。</p> <p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第</p>	<p>56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成16年10月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成16年12月8日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>
---	--

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要					
				粗蛋白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)
理研農産化工株式会社飼料工場 佐賀県佐賀市大財北町2番1号	理研農産化工株式会社飼料工場 佐賀県佐賀市大財北町2番1号	二種混合飼料3号	16年10月	9.7		1.4	1.3		
		肉用牛肥育用配合飼料 肉牛エリート3号	"	14.3	2.5	3.5	7.6	1.23	0.87
全国酪農業協同組合連合会 鳥栖飼料工場 佐賀県鳥栖市永吉町赤坂837番地	全国酪農業協同組合連合会 鳥栖飼料工場 佐賀県鳥栖市永吉町赤坂837番地	乳用牛飼育用配合飼料 大酪ミルクパランスーサー30	16年9月	31.7	7.2	4.1	5.8	0.87	0.58
		〔注〕乳期子牛育成用配合飼料 ニューメイクスター	"	18.0	3.2	4.2	5.3	0.85	0.49
		乳用牛飼育用配合飼料 全酪12号	"	14.9	3.5	5.0	6.1	1.05	0.61
ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社長崎工場 長崎県佐世保市千尽町36番地	ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社武雄中継所 佐賀県武雄市東川登永野7200番地	肉用牛肥育用配合飼料 佐賀牛5号	16年10月	12.9	2.8	4.3	2.8	0.12	0.45
		肉用牛肥育用配合飼料 佐賀牛33号	"	12.5	2.8	3.2	2.6	0.13	0.42

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成16年12月8日

佐賀県知事 古川 康

<p>平成16年10月5日</p> <p>伊万里市二里町八谷棚112番地23</p> <p>川菱株式会社</p> <p>川原 丈司 (般-13) 第2351号</p> <p>佐賀県知事許可</p> <p>土木一式工事業、建築一式工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可</p> <p>平成16年9月17日</p>	<p>平成16年10月6日</p> <p>佐賀市金立町大字金立1815番地3</p> <p>有限会社佐尾造園</p> <p>佐尾 利一 (般-13) 第8655号</p> <p>佐賀県知事許可</p> <p>造園工事業に関する一般建設業の許可</p> <p>平成16年9月17日</p>	<p>平成16年10月14日</p> <p>佐賀市光二丁目3番26号</p> <p>野田設備工業</p> <p>野田 祥宏 (般-12) 第6558号</p> <p>佐賀県知事許可</p> <p>管工事業に関する一般建設業の許可</p> <p>平成16年9月16日</p>	<p>平成16年10月15日</p> <p>杵島郡有明町戸ヶ里2970番地3</p> <p>川崎建設</p> <p>川崎 治美 (般-14) 第747号</p> <p>佐賀県知事許可</p> <p>建築一式工事業に関する一般建設業の許可</p> <p>平成16年10月12日</p>	<p>平成16年10月20日</p> <p>鹿島市古枝1345番地1</p> <p>松本工務店</p> <p>松本 一馬 (般-13) 第6067号</p> <p>佐賀県知事許可</p> <p>左官工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可</p> <p>平成16年9月17日</p>	<p>平成16年10月22日</p> <p>東松浦郡浜玉町大字横田上474番地7</p> <p>中村建設</p> <p>中村 政一 (般-13) 第243号</p> <p>佐賀県知事許可</p> <p>土木一式工事業、左官工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可</p> <p>平成16年10月1日</p>	<p>平成16年10月22日</p> <p>東松浦郡相知町大字黒岩517番地</p> <p>株式会社富田組</p> <p>富田 峰生 (般-14) 第1109号</p> <p>佐賀県知事許可</p> <p>土木一式工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可</p> <p>平成16年10月4日</p>	<p>平成16年10月26日</p> <p>佐賀市巨勢町大字牛島122番地1</p> <p>有限会社丸栄</p> <p>片山 豊 (般-14) 第6379号</p> <p>佐賀県知事許可</p> <p>電気工事業に関する一般建設業の許可</p> <p>平成16年10月7日</p>
<p>都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成16年12月8日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 伊万里市東山代町長浜字勝田のー1814番209及び1814番211 (第3工区法面)</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 伊万里市東山代町長浜1385番地1 株式会社武藤開発</p> <p>土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、塩田東部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。</p> <p>平成16年12月8日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>							

役職名	氏名	住所	退任年月日
監事	織田 康男	藤津郡塩田町大字五町田甲3326番地	平成16年11月3日

県営土地改良事業（ため池等整備）中耕地地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月8日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池等整備）中耕地地区の変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年12月9日から平成17年1月13日まで
- 3 縦覧の場所
伊万里市役所

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年12月8日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
17	唐津市神田字石ヶ元2356番3及び2357番7	平成16年11月22日	5.00～5.04	28.57

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年12月8日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
18	小城市小城市北小路234番7及び234番13	平成16年11月25日	4.87～5.02	32.72

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。